府 消 委 第 号 平成 2 8 年 1 月 7 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会 委員長 河上 正二

答 申 書

平成26年8月5日付け消制度第137号をもって当委員会に諮問のあった、消費者契約法(平成12年法律第61号)の契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方のうち、速やかに法改正等の対応が求められる点について、下記のとおり答申する。

なお、別添「消費者契約法専門調査会報告書」において、今後の検討課題と して引き続き検討を行うべきとされている論点については、上記の法改正の立 案及び国会における審議も踏まえながら、消費者委員会においてさらなる検討 を加えた上でできる限り早く答申を行うものとする。

記

別添「消費者契約法専門調査会報告書」の内容を踏まえ、現時点で法改正を 行うべきとされた事項については速やかに消費者契約法の改正法案を策定した 上で国会に提出し、また、解釈の明確化を図るべきとされた点については、消 費者契約法に係る逐条解説に適切に反映するとともに改正の内容とあわせて幅 広く周知活動を行うなど、必要な取組を進めることが適当である。